平成25年小布施町議会12月会議会議録

議 事 日 程(第4号)

平成25年12月13日(金)午後2時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 議案第52号 小布施町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の 一部を改正する条例について

日程第 3 議案第53号 小布施町公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第54号 平成25年度小布施町一般会計補正予算について

日程第 5 議案第57号 平成25年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について

日程第 6 議案第58号 平成25年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第 7 議案第59号 平成25年度小布施町水道事業会計補正予算について

日程第 8 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第 9 社会文教常任委員長報告

日程第10 議案第51号 小布施町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第55号 平成25年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第12 議案第56号 平成25年度小布施町介護保険特別会計補正予算について

日程第13 政策立案常任委員長報告

日程第14 請願第 2号 「特定秘密保護法」制定に反対する請願

日程第15 請願第 3号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願

日程第16 陳情第 7号 消費税の増税中止を求める陳情書

日程第17 発委第 4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出につい

7

日程第18 議会報告第 9号 出資団体等に対する監査の報告について

日程第19 議会報告第10号 出納検査の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

広 勝 巳 君 2番 林 君 1番 原 小 3番 渡 辺 高 君 4番 小 西 和 実 君 5番 小 林 茂 君 6番 尚 信 男 君 冨 7番 岸 始 君 8番 Ш 上 健 君 Щ 裕 9番 孝 晃 大 島 司 君 10番 小 渕 君 関 渡 11番 谷 明 生 君 12番 辺 建 次 君

14番

小 林

正

子

君

欠席議員(なし)

13番

関

悦

子

君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 村 良 三 君 町 長 副 町 長 久保田 隆 生 君 健康福祉部門 健康福祉部門 竹 内 節 夫 君 中 條 明 則 君 総括参事 グループリーダー 地域創生部門 地域創生部門 八 代 良 君 畔 敏 春 君 上 総括参事 グループリーダー 行政経営部門 グループリーダー 行政経営部門 君 君 田 中 助 原 周 西 総括参事 教育委員長 中 島 聰 君 教 育 長 竹 内 隆 君 部 人 君 監查委員 畔 上 洋 君 池 田 清

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

〇議長(関谷明生君) ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(関谷明生君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告 (議案)

○議長(関谷明生君) これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第52号から日程第8、議案第60号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員会の審査報告を求めます。

小林総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 小林一広君登壇]

○総務産業常任委員長(小林一広君) 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月10日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第52号 小布施町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第53号 小布施町公共物管理条例の一部を改正する条例について、議案第54号 平成25年度小布施町一般会計

補正予算について、議案第57号 平成25年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第58号 平成25年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第59号 平成25年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、行政経営部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。 議案第52号について質疑はありませんでした。

議案第53号についての質疑の主なものとして、国有地から町有地になったのはいつか。条 例改正がおくれたのはなぜか。赤線や青線は町内に何キロメートルあるのか等の発言があり ました。

議案第54号についての質疑の主なものとして、副町長の給料が減額されているのはなぜか。 燃料費の増額は巡回バスが予算に対し回数がふえたためか。町外保育園保育委託料があるが、 町内の保育園にとどまるようお願いはしているのか等の発言がありました。

議案第57号についての質疑の主なものとして、時間外勤務手当がふえているのはなぜか。 1.5人の時間外勤務命令はどうやっているのか。特定の職員に業務が偏らないようなグループ内で調整しているのか等の発言がありました。

議案第58号及び議案第59号について質疑はありませんでした。

議案第60号についての質疑の主なものとして、事故の内容を詳細に説明してほしい。雨水 浸透ますの処理能力や効果はどうだったのか。損害賠償保障保険が適用されるということは 町に瑕庇があったことになるがどう考えているのか。今後の対策はどうするのか。今回の事 故の対策はどうしたのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、地域創生部門総括参事、関係リーダー等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため、議員間討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会審査報告といたします。

平成25年12月13日、総務産業常任委員長、小林一広。

○議長(関谷明生君) 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長(関谷明生君) これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(関谷明生君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第52号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[举手多数]

〇議長(関谷明生君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手全員〕

〇議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

〇議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[举手全員]

○議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

〇議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手全員〕

○議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[举手全員]

〇議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告 (議案)

○議長(関谷明生君) 日程第9、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第10、議案第51号から日程第12、議案第56号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員会の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 関 悦子君登壇]

〇社会文教常任委員長(関 悦子君) それでは、社会文教常任委員会における審査の経過及 び結果のご報告をいたします。

12月10日午前10時から公民館講堂におきまして、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得まして、社会文教常任委員会を開催いたしました。

会議に付しました案件は、12月会議で付託されました議案第51号 小布施町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号 平成25年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第56号 平成25年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであります。慎重に審査をいたしました。

初めに、副町長、健康福祉部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第51号についての質疑といたしまして、第4条の改正で新たに特定するものがあるのか。それから、し尿処理はまだ相当数の利用者があるが周知はどのようにするのか。手数料170円を外税にした理由は何か。農業集落排水や下水道は内税になっている。住民の皆さんがわかりやすい料金体系にしたほうがいいのではないか。手数料を150円から170円にした根拠は何か。別表第1を削るとあるが、犬猫の死体はどうなるのか等の発言がありました。

議案第55号及び議案第56号については質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託されました案件の審査内容であり、健康福祉部門総括参事、関係リーダー等から詳細な答弁があり、慎重審査を期すために議員間討議を行いまして、討論を省略し採決の結果、議案第51号は挙手多数、議案第55号及び議案第56号は全員挙手で原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上、社会文教常任委員会審査報告といたします。

平成25年12月13日、社会文教常任委員長、関 悦子。

○議長(関谷明生君) 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長(関谷明生君) これより質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(関谷明生君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第51号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

〇議長(関谷明生君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。 これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

〇議長(関谷明生君) 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告 (請願・陳情)

○議長(関谷明生君) 日程第13、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第14、請願第2号から日程第16、陳情第7号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員会の審査報告を求めます。

小林政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小林 茂君登壇]

〇政策立案常任委員長(小林 茂君) 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご 報告をいたします。

12月9日午後1時30分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された請願第2号 「特定秘密保護法」制定に反対する請願、請願第3号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願、陳情第7号 消費税の増税中止を求める陳情書についてであり、請願者等に出席を求めて説明を受けた後、質疑を行い、その後、議員間討議を行って慎重に審査いたしました。

請願第2号についての質疑や意見の主なものとして、特定秘密保護法制定に反対する請願であるが法律が制定された。それについて請願者の考えはどうか。法案成立は拙速な感じがする。情報は国民のものである。法律は必要だが国民的議論をした後に制定したほうがいい。審議不十分であり、特定秘密保護法に反対する。委員会で法律廃止の意見書を採択してほしい。法律が制定されたので改めて請願を提出してもらったらどうか等の発言がありました。

請願第3号についての質疑や意見の主なものとして、中国や韓国の防空識別圏の設定や北

朝鮮の政治情勢など日本だけでは対応できない課題が多い。ただ反対だけでいいのか。憲法 解釈を変更しないことを求めるこの請願に賛成等の発言がありました。

陳情第7号についての質疑や意見の主なものとして、消費税を増税しない場合どうすればいいのか。国の借金の返済をどう考えているのか。若い人たちへの将来の不安を解消するには増税も必要だと思うが、どう考えているのか。消費税増税に反対なので、この陳情に賛成等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して採決の結果、請願第 2号及び陳情第7号については挙手少数で不採択、請願第3号については全員挙手で原案の とおり採択すべきものと決しました。

なお、請願第2号の願意は「特定秘密の保護に関する法律を制定しないこと」を求める意 見書を国へ提出するものでしたが、既に法律が制定されたために不採択となりました。法案 成立までの経緯や提出された請願の趣旨等を踏まえ、政策立案常任委員会において法律廃止 の意見書を提案することの動議が出され、採決の結果、全員挙手で意見書を提案することに 決定いたしました。

以上、政策立案常任委員会審査報告といたします。

平成25年12月13日、政策立案常任委員長、小林 茂。

○議長(関谷明生君) 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長(関谷明生君) これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(関谷明生君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、請願第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより請願第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

本案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長(関谷明生君) 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより請願第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

〇議長(関谷明生君) 挙手多数であります。

よって、本請願を採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま採択されました請願の願意は意見書の提出であります。

よって、意見書の案文、提出先は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(関谷明生君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書の案文、提出先は議長に一任することに決定いたしました。

次に、陳情第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより陳情第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

本案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長(関谷明生君) 挙手少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(関谷明生君) 日程第17、発委第4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める 意見書の提出についてを議題といたします。 政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小林政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小林 茂君登壇]

〇政策立案常任委員長(小林 茂君) 発委第4号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。 提案理由。政府は国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、拙速に「特定秘密の 保護に関する法律」を成立させました。

この法律は、国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ、民主主義の根幹を破壊するおそれのあるものであり、法律の廃止を求めるために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりです。

○議長(関谷明生君) 以上で発委第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ないものと認めます。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(関谷明生君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。
次に、発委第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

これより発委第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[举手多数]

〇議長(関谷明生君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎出資団体等に対する監査の報告

○議長(関谷明生君) 日程第18、議会報告第9号 出資団体等に対する監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長(関谷明生君) 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

[監查委員 畔上 洋君登壇]

〇監査委員(畔上 洋君) それでは、私のほうから出資団体等に対する監査報告をいたします。

第1としまして、監査の概要でございます。基本方針は出資団体等に対する監査に当たっては、公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、出資の目的に沿った事業運営が適切に行われているか等について監査いたしました。

2番目の監査実施団体でございますけれども、一般財団法人小布施町振興公社でございます。この公社に対する出捐金は3,000万円。平成24年度の委託料は3,194万9,160円でございます。

3番目といたしまして、監査の範囲でございます。平成24年度を主に平成22年から24年 度出資団体等の出納その他の事務等について行いました。

4番目、監査の視点ですけれども、町から支出された公金が、所期の目的どおり適切に執 行、運用されているかを中心に、次の視点に基づき実施しました。

- 1つとして、定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- 2番目として、設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- 3つ、決算諸表等は法令に準拠して作成されているか。
- 4番目、事業成績、財政状況は適正に決算諸表に表示されているか。
- 5としまして、経営成績及び財政状態は良好か。
- 6としまして、関係帳票の整備、記帳は適切か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切 か。
 - 7として、会計処理及び財産管理は適切か。
 - 8番目として、経費削減は図られているかでございました。
- 5番目で監査の方法ですけれども、提出された資料に基づきまして、事務処理が適正に行われているか帳簿等と照合、確認するほか、担当者への質問及び実査により監査を実施いたしました。

6番目、監査の実施日ですけれども、平成25年11月22日、同月29日、12月4日の3日間 でございました。

監査の結果でございます。

1番目として、事務の執行、事業の管理状況等についての意見でございます。

1つとして、管理体制についてでございます。町から2名の職員が出向しているが勤務年数が浅く、また振興公社のプロパー職員も入れかわりが多く、効率的な運営に支障を来している。経営全体を把握できるプロパー職員の採用等を検討されたほうがいいと思いました。

2番目としまして、ブランド戦略事業、企業コラボ事業等についてでございます。

ブラムリー事業については企業との連携を立ち上げて数年が経過し、生産から販売までの一連の成果を評価しておりますけれども、今後の取り組みとして、目標設定を確かなものとして無理や無駄のない方針を打ち出すべきであり、いたずらに投資することは避けるべきだと考えます。チェリーキッス等も同様でございます。

3番目として、町との連携でございます。

イとして、現在、町の産業振興グループと密接に連携し、一体となって横断的な振興を図ることとしておりますが、相互の目的に合致した内容での運営がなされないように見受けられました。

予算編成や業務の執行に当たってはそごが生じないよう入念な対応をされたい。

ロとしまして、町として毎年多額の委託料や人件費負担を行っているところでございますが、早期には無理としてでも、少しでも毎年減額できるような体制を築くべきであり、先ほども申し上げましたが、目標設定も必要と考えております。いずれにしても、町への依存から脱却し、自立への道を急ぐべきであります。

ハとして、指定管理者の指定に当たっては、その施設を安易に指定することなく、管理基準や業務の範囲等を適正に見きわめた上でこれを行うべきであると思います。

4番目として、経費支出の適正管理についてでございます。

毎月多額の旅費の支出が行われたり、また自家用車の業務使用についても小布施町の条例 や規則に準じた事務処理がなされていない点が見受けられました。出張報告や経費支出の決 済も適切に実施されたいということでございます。

総括としまして、過去において当公社に対し、従来から多額の委託料が支払われており、 事業展開と成果についても、再三議会等において指摘されてきたところでございます。この ような指摘があったにもかかわらず、私どもの監査が大変遅くなったことをまずもって反省 したいと思っています。

そこで、今回時間的にも十分とは言えない状況での監査でありましたが、その結果として 一番に感じたことは、経営管理、感覚の甘さでありました。

全ての事業とは言えませんが、計画倒れの実態や事業の検証が不十分、人材育成の欠如、 委託料頼りの経営といったことが特に目についたところでございます。

早急に今後のあり方、方向性について検討する機会を設けていただき、もろもろの問題点の対応をスピードを持って行うべきだというふうに総括いたしました。

以上でございます。

平成25年12月13日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小渕 晃。 以上でございます。

○議長(関谷明生君) 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出資団体等に対する監査の報告を終わります。

◎出納検査の報告

○議長(関谷明生君) 日程第19、議会報告第10号 出納検査の報告を行います。
事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長(関谷明生君) 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

〇監査委員(畔上 洋君) 例月出納検査の結果に関しまして報告いたします。

1として、検査の概要でございます。検査の対象は平成25年9月分、同年10月分及び11 月分の次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

会計等は一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計等々でございまして、最後に言いますけれども、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金、一時借入金等でございます。

検査の実施日ですけれども、平成25年9月27日、25年10月28日、25年11月28日でござい

ます。

実施した検査手続です。検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出 されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施 すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。平成25年9月17日現在、平成25年10月18日現在及び平成25年11月18日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等との記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。 平成25年12月13日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小渕 晃。 以上でございます。

○議長(関谷明生君) 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎散会について

○議長(関谷明生君) これをもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 12月会議を閉じ、平成25年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(関谷明生君) ご異議ないものと認めます。

12月会議を閉じ、平成25年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎休会について

○議長(関谷明生君) お諮りいたします。本議会は、議事の都合により、この後、あす14日から2月28日までの77日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(関谷明生君) ご異議ないものと認めます。

よって、あす14日から2月28日までの77日間を休会とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(関谷明生君) ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

〇町長(市村良三君) 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会12月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

12月会議初日の挨拶で申し上げましたとおり、ことしは、台風18号による松川と千曲川の増水がもたらした農地災害による農作物への被害はあったものの、そのほかは平穏に過ごせた1年でありました。台風災害という自然の脅威に対し無力さと改めて災害に対する備えが大切であると認識をした次第であります。

昨年度、自然エネルギーの普及に向けた学習会を行っていただいた小布施エネルギー会議 の皆さんにより、実際に町における自然エネルギー発電を具体的に進めるための学習会を、 再度自主的に行っていただけることになりました。

その第1回講習会があす14日に開催されます。

CO₂排出削減は世界的な課題であり、まずは身近なところから具体的な取り組みを行う ことが削減への第一歩につながります。

こうした小布施エネルギー会議の皆さんの取り組みに感謝申し上げるとともに、今ある豊かな自然や環境を良好な状態で後世に伝えるためにも、今後も自然エネルギーによる環境施策を進めてまいります。

本格的な冬を迎え、インフルエンザや風邪など感染症の流行が心配されます。町では感染リスクの高いお子さんやご高齢の皆さんを対象に、来年1月末を期限にインフルエンザワクチン接種費用助成を行っております。制度をご利用いただき、なるべく早く、多くの皆さんに接種いただくとともに、外出から戻った際は、手洗いやうがいなどを行い感染予防に心が

けをいただきますようお願い申し上げます。

幼稚園、保育園では、先日それぞれの園におきまして、遊戯会が大勢の保護者の皆さんを お迎えして盛会のうちに開催できました。

あしたの未来を担う元気な子供たちの姿を見せていただき、改めまして、これからの時代 に合った保育サービスの充実、幼保一体の運営、施設の整備などの充実に向けた取り組みを してまいりたいと思います。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

降雪期を迎え、11月29日に除雪対策会議を開催いたしました。通勤・通学路を中心とした除雪路線は、除雪機やオペレーターの確保に努めた結果、約86キロを確保することができました。

このほかの路線は、自治会に配置させていただいてある除雪機をご利用いただくなど、地域の皆さんで除雪を行っていただくようお願い申し上げるところであります。

定住促進事業の推進について、来年1月1日から、40歳以下の転入者を対象とした住宅に関する補助金を実施してまいります。先日、建設業の皆さんにご説明する会を実施させていただき、制度をお知らせをしているところであります。3年間での施行という形にはなりますが、まずは小布施町が定住促進を積極的に進めるという町の姿勢をはっきりと示してまいりたいと思います。

来年は町制施行60周年を迎えます。町自身が還暦を迎え、新たなまちづくりの原点をつくり出していく年に、地域の皆さんとともに、新しい小布施を考えてまいりたいと思っております。そして若い世代の皆さんの定住に継続して取り組んでまいりますので、議員各位にご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、 十分検討させていただきまして、今後の町政に生かしていく所存でございます。

本年も余すところわずかとなりました。冬としては比較的暖かい日が続いておりますが、 これから厳しい寒さと降雪が予想されます。

各位にはご自愛をいただき、希望に満ちた新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、 簡単でございますが、挨拶にさせていただきます。

本会議ありがとうございました。

○議長(関谷明生君) 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(関谷明生君) これにて12月会議を閉じ、散会いたします。 ご苦労さまでした。

散会 午後 2時47分